

令和 7 年 9 月 30 日

加入者各位

三井物産健康保険組合

保険証廃止と資格確認書一斉交付について

平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 12 月 2 日より健康保険被保険者証（以下、保険証）が完全に廃止となり、使用できなくなります。今後はマイナ保険証（健康保険証利用登録が完了したマイナナンバーカード）での受診が基本となりますが、マイナナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証を利用できない方を対象に、当健保の職権により「資格確認書」を一斉交付しますので、お知らせいたします。

記

1. 資格確認書の一斉交付について

① 一斉交付対象者

令和 7 年 8 月 31 日時点で、以下に該当する被保険者及び被扶養者（現在、令和 7 年 12 月 1 日有効期限の資格確認書をお持ちで、以下に該当する方も含む）

- ・マイナナンバーカードを取得していない方
- ・マイナナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（3 ヶ月以上経過）の方
※電子証明書の有効期限切れから 3 ヶ月間は健康保険証として利用可
- ・マイナナンバーカードの返納者（国外転出時に失効した方）
- ・当健保でマイナナンバーの登録がない方

② 交付する資格確認書の様式

【形状】 はがきサイズ・厚紙

【有効期限】 令和 8 年 12 月 31 日 （届いたらすぐに使用可）

③ 配布時期

令和 7 年 10 月中旬以降、順次

保険証記号 323 以降の方は、事業所を通じて、被保険者に被扶養者分もあわせて配布します。

三井物産株式会社(保険証記号 311)にお勤めの方は、被保険者の住民票住所宛に簡易書留で発送いたします。ご不在の場合は保管期限内に郵便再配達依頼のほどお願いいたします。
なお、被保険者が海外勤務の場合は、三井物産人事サポートセンターにて保管となります。
配布方法については、別途対象者に個別にご案内いたします(一時帰国まで人事サポートセンターにて保管、または国内留守宅宛送付等)。

④ 資格確認書の取り扱いについて

有効期限内に資格を喪失した場合は返却が必要です（退職・扶養減少・氏名変更等）。有効期限到来後は返却不要です。

今後、マイナ保険証の利用登録をされマイナ保険証が利用できるようになった場合は、資格確認書は不要となりますが、ご自身で保管いただくか、事業所経由で健保にご返却いただくかは任意です。

2. ご加入のみなさまへのお知らせ

① 現行の保険証廃止について

令和7年12月2日より保険証は使用できなくなります。医療機関受診の際は、マイナ保険証または資格確認書をご利用ください。

※「期限切れの保険証でも令和8年3月末まで受診を容認する」といった報道がありますが、この暫定対応は国民健康保険および後期高齢者医療を対象としています。当健保の保険証が令和7年12月2日以降も使用できるということではありませんので、ご承知おきください。

② これまでの保険証の取り扱いについて

令和7年12月1日までに資格喪失となった場合（退職、扶養減少、氏名変更等）は返却が必要ですが、令和7年12月2日以降は返却不要です。令和7年12月2日以降にご自身でハサミを入れ破棄してください。また令和7年12月1日有効期限の資格確認書も同様です。

③ 今回資格確認書交付対象とならなかった方について

マイナ保険証を利用できる方には、資格確認書は交付されません。今回資格確認書が交付されない方はマイナ保険証をご利用くださいますようお願いいたします。

※法定の交付理由以外（例：念のため所持したい）での交付はしていません。

有効期限が令和8年12月31日の資格確認書をお持ちの方（令和7年9月以降に交付）は、お持ちの資格確認書を引き続きご利用ください。

マイナ保険証の利用登録をされたか不明な場合は、マイナポータルからご確認いただけます。

＜ご確認方法ご参照＞

三井物産健康保険組合 ホームページ お知らせ

<https://www.mbkkenpo.or.jp/news/3389/>

確認方法ご参照



本件問い合わせ先

三井物産健康保険組合 適用課

TEL : 03-3285-2934 / 03-3285-2938

MAIL : tekiyoKENPO@mitsui.com

以上